

CLAIR SUMMARY

地方分権に関する法の概観

～フランスにおける地方分権化の主眼と今後の展望～

—パリ第2大学 H.ポルテリー教授による講演から—

CLAIR SUMMARY NUMBER 010 (JULY 31, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



**財団
法人
自治体国際化協会**

調査部

〒102 東京都千代田区霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

はじめに

フランスにおける地方分権化は、故フランソワ・ミッテランの大統領就任の翌年、1982年に始まって以来、約10年にわたって分権化に関する数々の法律が制定されたところである。現在も、様々な角度から今後の地方分権化について議論がなされている。

また、日本においても、地方分権化について、地方分権推進委員会等において機関委任事務の廃止等を中心に様々な議論が行われている。

このような状況を踏まえ、当パリ事務所では、日本とフランスの地方自治制度を互いに研究することを通じ、日本とフランスの交流を深めるために、96年1月にフランス地方分権研究所の研修・開発部長のH. プレ氏の協力を得て「日仏地方自治制度研究会」を行った。この研究会には、パリ事務所職員、フランス地方分権研究所職員をはじめとして、フランスの地方公務員や在仏の日本の地方自治体関係職員の参加があった。

その中でパリ第2大学政治学教授で地方分権研究所の学術部長であるH. ポルテリー氏に「地方分権に関する法の概観」という演題で講演をお願いした。この講演は、フランスにおける地方分権に関する一連の法律概論に始まって、地方分権化の主眼と今後の展望についての考察まで、大変興味深いものであり、ここにそれを報告したい。

日本における地方分権化の参考となれば幸いである。

地方分権に関する法の概観 ～フランスにおける地方分権化の主眼と今後の展望～

約10年にわたる地方分権化によって、フランスの地方制度はこれまでに急速な変化を遂げた。しかし地方分権化が一段落した今日、政治、行政関係者はその第2段階とも呼ぶべき今後の行方を模索しているといつてもよい。従ってここではこれまでに実施されてきた地方分権化の成果を概観してみることしたい。

フランスにおいて地方分権化（décentralisation）が開始されたのは、最初の地方分権に関する法が制定された1982年のことであり、従ってその歴史は非常に浅い。それまでフランスは長い時期にわたって中央集権（centralisation）制度の下に置かれてきた。例えていうならば、地方分権は新たな改革によって作り出された土器の壺、中央集権制度は長い伝統に培われた鉄器の壺のようなものである。

先に述べたように、地方分権化が始まったのは1982年のことであるが、それに先立ち1960年代には同問題をめぐって知識人、文化人による議論が行われた。また1970年代には左派、右派ともに地方自治推進のための政治運動がみられた。従って1982年に開始された地方分権化は、それに先立つ20年の社会政治的動向がもたらした結果であったといえる。なお、地方分権化の仕組みを理解するためには、1982年に地方分権化大臣を務め、地方においても大きな権力を握っていたガストン・ドゥフェール（Gaston Defferre）をはじめとする、当時の地方分権化の推進者が用いた方法に着目する必要がある。

地方分権化にあたっては地方制度のいくつかの主要な要因の根本的かつ決定的な改正が図られ、以後10年間にわたって改正内容を実施に移すための法律が制定されるという形が取られた。その結果1982年3月11日の最初の地方分権に関する法に始まり、以後一連のドゥフェール法の締め括りともいべき1992年2月6日法に至るまで、10年にわたって地方分権に関するさまざまな法律が制定されることとなった^{注1}。ここではこの10年間に及ぶ地方分権化がもたらしたものについて考察することしたい。

地方分権化について述べるにあたっては、次の2つの側面を取り上げる必要がある。その1つは、地方分権に関する法による国的地方公共団体への権限等の委譲、同法の限界、地方行政の確立の基礎となった要因、またそれら全てが地方行政の機能にもたらした結果である。もう1つの側面は政治的側面である。地方分権化は単なる行政改革ではなく、地方行政の主体及び地方政治に関わる者を作り出すことを目的とした政治改革でもある。従

^{注1} 「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」（1982年3月2日）

「市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日の法律、及びこれを補完する同年7月22日の法律」

「パリ、マルセイユ及びリヨンの行政組織に関する1982年12月31日の法律」

「地方公務員制度に関する法律」（1984年1月26日）

「地方議員の職務遂行条件（待遇）に関する1992年2月3日法」

「1992年2月6日法（共和国の地方行政に関する指針法）」

って地方議員の選出方法の改正について言及することなしに、地方分権に関する法を論じることはできない。以下この重要な2つの側面に加え、今日指摘される地方分権化の効果及び弊害を明らかにしてみたい。

I - 地方分権化の法的、財政的側面

地方分権に関する法は、地方自治体への国の権力、権限及び財政手段の委譲と、地方行政制度の基本的な枠組みの維持を定めている。

A - 包括的な権限委譲

地方分権に関する法により、国から地方公共団体に対して権力、権限及び財政手段が移管されることとなった。

1) 権力の委譲

フランスの国土区分（市町村、県、州）の起源はフランス革命期、あるいはそれ以前まで遡る。市町村（commune）、県（département）、州（région）は地方公共団体であると同時に行政区画でもある。1982年に開始された一連の地方制度改革は、地方公共団体が持つこのような二面性の制約を目的とするものであった。県地方長官（préfet）は国の代表者であるが、1982年以前の制度下では県の執行機関でもあった。この職務の二重性は1982年法の制定によって廃止された。市町村長は、かつては市町村の執行機関としてよりも、国の代表者としての性格が強かったが、地方分権により市町村の執行機関として定義づけられるようになった。州は地方分権化によって成立した地方公共団体であるが、その執行機関である州議会議長とは別に、国の行政区画としての州の長として州地方長官が各州に配置されている。

市町村長は今日でも国の代表者としての権限を有するが、地方分権によって市町村長の役割が、市町村の「執行機関」として明確に定義されるようになった結果、市町村長の行政上の地位がより重要なものとなった。また県議会議長は、以前は大きな権限を有していなかったが、地方分権化以後、県の行政に決定的な役割を果たすようになった。なお州議会議長の役割についても、県議会議長と同様である。

2) 権限の委譲

フランスでは地方分権化により、国から地方公共団体に対し「権限の一括委譲」が行われた。これにより、州は域内の開発・整備、県は社会事業、市町村は主に都市計画、また住民の身近な行政サービスを行うこととされた。なお教育等多額の予算を必要とし、そのため1階層の地方公共団体に一括して委譲を行うことができない権限については、州、県、市町村の各階層にその権限を「分散」する形をとっている。従って教育については各階層

の地方公共団体がそれぞれ異なる分野の権限を執行している。

3) 財源の移管

地方分権化により国の権力、権限が地方公共団体に委譲されたが、それに伴い財源も移管された。権限の執行に必要な財源補償は主に交付金（dotation）制度の形をとっている。

先に国民議会で行われた国の予算審議の際には、交付金の問題をめぐって激しい議論が闘わされたが、これは国会議員の多くが地方議員を兼任しているからで、各階層の地方公共団体に対する交付金の交付によって、国からの財源補償が維持されているかどうかを監視する手段となっている。

以上から地方分権に関する法は、地方公共団体への国のさまざまな権限等の委譲をその中核とするものとして定義づけられる。この委譲はフランスの行政に大きな変化をもたらすことになった。

次に地方制度改革によって改正をみなかったもので、重要な点について簡略に述べる。

B - 地方分権化の限界

1) 一様性

フランスの地方制度の特色のうち、その古い歴史を経て今日まで維持されているものとしてあげられるのが「一様性（uniformité）の原則」である。3階層からなる地方公共団体は、それぞれの階層で同一の法的地位を与えられており、従って全ての州が同じ法的地位を、また全ての県が同じ法的地位を有する。市町村についても、県でもあるパリ市を除いて、全て同じ法的地位にある。つまり人口10人の村でも、人口50万人の市でも、その長は同一の権限を有することになる。またオー・ド・セーヌ県^{注2}のように、完全に都市化された県の県議会議長にも、ロゼール県^{注3}のように人口が非常に少なく、農村地帯からなる県の県議会議長にも同一の権限が付与されている。

この「一様性の原則」が地方分権化にとって重要なことはいうまでもないが、同時にその限界となっていることも確かである。なぜならば権限の執行にあたっては、法的手段だけでなく、人的及び社会的手段、また財政手段が必要となるからである。従って、過疎化の問題を抱え、古くから農業に依存する県の県議会議長が有する手段と、オー・ド・セーヌ県のような県の県議会議長が有する手段とは自ずから異なる。

2) 行政区画の数の維持

地方制度改革において改正をみなかった事項として、先に述べた「一様性の原則」の他に「行政区画の数の維持」をあげることができる。人口規模の格差にもかかわらず、市町

^{注2} イル・ド・フランス州、人口1,391,658人（1990年）

^{注3} ラングドック・ルシヨン州、人口72,825人（1990年）

村の数は現在 3 6, 763^{注4}、県の数は 100^{注5} で、地方分権化以前と変わっていない。このことは州^{注6}についても同様である。なお固有の文化、歴史をもつコルス（コルシカ）州については、その特異性を考慮してその地位が変更されている^{注7}が、他の州については、当初国家計画のために創設された行政区画が、その社会文化的背景を考慮されることなく、そのまま州と改められている。「行政区画の数の維持」はフランスの地方分権化の重要な特色である。

3) 地方制度改革に伴う廃止事項

地方分権に関する法により廃止された事項についてみると、その全てが何らかのシステムに取って代わられているわけではないことがわかる。その例として、1982年まで行われていた、知事による、市町村及び県に対する国の後見監督（tutelle）をあげることができる。1982年法により地方公共団体に対する国の後見監督制が撤廃されるとともに、地方公共団体に対する地方公共団体の後見監督も禁止されることとなった。3階層からなる地方公共団体の間に上下関係はなく、従って1つの階層に属する地方公共団体は全て同一の法的地位を有することから同等であり（全ての市町村は同等である）、また異なる階層の地方公共団体であっても同等とみなされる（州が県、あるいは市町村に対し法的に上に位置することはない）。そのため2つ以上の階層の地方公共団体が関連する事業が行われる際、その上下関係に基づく裁定ができないことから、関係地方公共団体間での協議が図られなければならない。

II - 政治的側面

地方分権に関する法により、権力者である地方議員の選出方法及びその身分規定が改正された。

A - 地方議員の選出方法の改正

地方制度改革案が採択されたのは、左翼政権が誕生して間もない1982年のことであった。当時新政府が計画していた名簿式投票による比例代表制（scrutin proportionnel）の導入は、まず地方レベルで実施に移されることになった。

もっとも比例代表制の導入は徹底した形で行われたわけではない。比例代表制が実際に適用された部分に着目することで、社会党の権力についての見解を理解することができる。

^{注4} 本土 36, 551、海外 212

^{注5} 本土 96、海外 4

^{注6} 本土 21、海外 5 の合計 26

^{注7} 1970年1月9日のデクレによりプロヴァンス州から分離したコルス州は、フランスの大陸部とは異なる固有の文化、歴史を持つことから、他州の州議会にあたる「コルス議会」には、コルスの文化的アイデンティティーの保護と島の開発という特別な権限が与えられている。

社会党政権は、強い権力を与えたくないレベルには比例代表制を導入し、権力の維持あるいはその強化を図りたいレベルには過半数制を導入している。

州は地方分権に関する法の制定によって地方公共団体となったが、州議会議員の選出方法は上に述べた事実をよく物語っている。当時政府は地方分権化に好意的ではあったが、従来の制度を受け継いでいたため、州が中央政権に対抗する、強大な権限を持つ行政単位となることを恐れていた。そこで政府は州議会議員選挙の投票方法によって、州の権力を弱めることとしたのである。今日においても州議会議員が比例代表制によって選出され、しかも候補者の選挙区が州ではなく、県を単位とするのはこうした理由によるものである。この選出方法により、州の力は弱いものにとどまっている。

1992年の州議会議員選挙で絶対多数を得た名簿は、どの州にもみられなかった。州によっては、与党が議席数で過半数を占めているが、連立与党が得票数で絶対多数を得ているケースはない。イル・ド・フランス州でも、他の州同様、州議会議長は予算案をはじめとするさまざまな議決案の承認を得るために、中間的党派に完全に依存しており、同派との折衝を余儀なくされているのが実情である。

比例代表制^{注8}が州議会議員選挙に採用されたために、州は権力の弱い地方公共団体となっている。これに対し、県議会議員選挙の投票方法は、県の役割を重要視する有力者の強い働きかけにより過半数制を維持することとなった。その結果、各県議会は結束した与党によって構成されている。国の交付金の交付により県は重要な財政手段を有し、しかも県議会の運営が安定した与党によって行われていることから、県は大きな力を持つ地方公共団体となっている。

市町村議会議員選挙の投票方法は過半数制であるが、少数派が得票数によっては議席を得ることができることから、比例代表制としての性格も兼ね備えている。なお相対多数しか得られない場合でも安定した議会の運営を可能にするこの投票方法は、連立与党に有利なものであるといえる。つまり今日フランスには市町村と県の、2つの強大な権力を有する地方公共団体が共存し、州は権力の弱い地方公共団体であることになる。

B - 地方議員の身分規定

国から権力、権限及び財政手段が地方公共団体の長に委譲されるにあたっては、後者は地方行政を本来の職業として、その職務にあたることになる。今日市町村長に付与された権限及び責任は大きく、従って長は市町村の管理をその職とすることを余儀なくされる。特に人口1万人から1万5千人の市町村にいたってはなおさらである。地方分権化は、地方議員の権限の拡大をもたらし、その結果人口規模が1万から1万5千人以上の市町村の長は、その職務を本職として地方行政を行っている。地方議員が職業としてその職務を遂行するにあたっては、地方議員の職業に関する法規が制定される必要があり、最低限の報

^{注8} 県を単位とした選挙区から、最大平均法（ドント式計算法）による拘束名簿式比例代表制によって、県議会議員を選出する。投票は、1回投票制で、議席配分にあずかるのは有効投票の5%以上の得票があった名簿である。

酬を保証する地方議員の身分規定に関する法律、兼任の制限に関する法律等が定められた。なお地方議員の職の兼任については、採択された法が兼任を禁止するものではないため、制限の枠内での兼任を一般化するといった結果をもたらし、フランスの地方議員制度の欠陥の1つとなっている。

以前は、地方議員が4つあるいは5つの職を兼任するケースがあったが、職の兼任に関する法により人口1万8千人以上の市町村の長は2つ、また人口1万8千人未満の市町村の長は3つまでしか職を兼任できないことになった。現在地方議員の大半が2つあるいは3つの職を兼任しており、しかも兼任が地方議員を職業とする上で当然であるとする見解を一般化させたこの法は、逆効果しかもたらさなかったといえる。地方議員は職を兼任することにより多くの報酬を得ている。

現行の選挙制度及び地方議員の身分規定と関係して、数年前から次の2つの傾向が認められる。まず第1は政党の細分化である。州議会議員選挙に比例代表制が、また市町村議会議員選挙に部分的な形で比例代表制が取り入れられることにより、地方レベルでの政党の数が増加している。フランスでは、1980年代に地方における大政党の支持率低下が始まり、現在でも多くの州及び市町村で思うように票を獲得できずにいる。第2にあげられるのが、1970年代に、諸政党の二極化に伴い、地方議員が大政党への所属を余儀なくされることによって、政治活動が全国的規模で行われたのに対し、1980年代末からその反対の傾向がみられるようになっていることである。地方議員は政党に対してますますその自律を要求している。また無所属の地方議員が再び登場するようになったほか、政党に所属する地方議員に対し、党はその戦略あるいは他の政党との連合体制を押しつけることができないでいる。

地方分権によって地方政治制度の再編成が図られるにつれて、地方政治制度は国の政治制度から徐々に自律性を得るに至っている。

結論

A - 地方分権化がもたらした効果と弊害

1) 地方分権化の効果

地方分権化の効果として、次の3つをあげることができる。まず地方分権に関する法の制定により、新しい世代の地方行政関係者（地方議員、公務員とも）が登場した。その地方行政に対する取り組み方は、重要な決定を下すにあたって、知事及び国その後見監督機関に事前の認可を仰いでいた、かつての権力者、公務員のそれとは異なる。

また地方分権が行われたことで、地域管理が国民にとってより身近なものとなった。地方公共団体の内部でも地方分権及び地方分散の努力がなされ、市町村では地区レベルで地方分権化が図られているほか、現在州が地域レベルでの地方分権化に取り組んでいる。

さらには地方分権化は地方公共団体間における横のつながりの拡大をもたらした。地方分権化は旧来の縦割り的な行政の仕組みから生み出されたものであるが、ここ数年、市町村間の協力を推進するための広域行政組織をはじめとする、地方公共団体間の横のつながりが発展をみせている。この横のつながりは、1982年以降の一連の地方分権に関する法の最後の法律（1992年2月6日法）^{注9}にも謳われている（なお市町村間の協力は、それ以前にも関係市町村間の契約の形で行われていた）。これは地方分権化の新しい側面であり、当初このような効果がもたらされることは予想されていなかった。しかしながら市町村間の協力体制の確立が図られることで、将来さまざまな形態の広域行政組織が地方公共団体として成立する可能性も十分に考えられる。事実フランスでは付け加えることはあっても廃止することはまずないといってよく、しかも現在市町村間の広域行政組織の形態は6つあり^{注10}、これらの組織に加入する市町村の数も増える一方である。

2) 地方分権化が引き起こした弊害

地方分権化がもたらした弊害は多い。

地方制度の改革は、執行権を付与された市町村長や県議会議長によって考案されたものであり、立法府のそれによるものではない。地方分権化は決定権の強化をもたらしたが、議決権の強化はもたらさなかった。その結果地方公共団体の長の兼職により地方公共団体の執行権と国の執行制度が結びつく状況にあって、今日執行機関は大きな権限を有しているが、それに対し議決機関のそれは以前に比べてはるかに弱いものとなっている。市町村長はその市町村の執行機関であるだけでなく、市町村の与党のリーダー、市町村の行政の最高責任者でもあり、また多くの場合、混合経済会社の管理者でもある。このような市町村における単独支配的見解は、県においてもみられ、当然のことながら、民主的な地方行政の妨げの原因となっている。

次に、多くの調査結果からも明らかのように、地方分権化は汚職の増加を招いた。地方議員の兼職が汚職を助長することになったのであるが、その理由はフランスでは、政治資金の不正融資が常に地方レベルで行われてきたため、地方公共団体の権限の拡大により不正融資がより簡単になることに政党が気づくまでにそれほど時間がかからなかつたためである。ここ数年で発覚した政治資金の不正融資に関する汚職事件の多くは、地方公共団体の権限の拡大が原因となっている。全ての地方議員が汚職に関係しているわけではないが、地方分権化が地方レベルでの汚職の増加をもたらしたことは否定できない。

もう1つの弊害は、国の地方公共団体に対する監督の不足である。これは上に述べた汚職の問題とも関連している。国その後見監督制度は1982年に廃止されたが、法律は、行政上の後見監督が行政上の統制及び行政裁判所による統制に、また財政上の後見監督が財政上の統制及び司法機関を通じた統制に取って代わられることを定めており、これらの統

^{注9} ①地方分散化（国の権限のその出先機関への移譲）②地方政治の民主化（情報公開、住民参加等）
③地方自治体間協力（市町村共同体、広域都市共同体、州間協議会等の創設）④地方自治体等の国際協力が一層促進されることとなった。

^{注10} ①市町村事務組合②広域市町村区③市町村共同体④都市共同体⑤広域都市共同体⑥新都市連合

制の実施を認めている。しかしながら実際にはこのような統制の実施状況は地方公共団体によって異なっており、一貫した形では行われていない。しかも統制を簡単に逃れることができるのが現状である。

第4の弊害は財政的錯綜である。地方分権に関する法が地方公共団体に対する国の権限の一括委譲を定めていることは先に述べたとおりであるが、実際には法の規定が十分に明確でなく、しかも付与された権限の執行に必要な費用を1階層の地方公共団体だけで負担することができない場合が多く、一括委譲の原則は必ずしも貫かれていない。つまり何らかの事業の計画にあたっては、多くの場合市町村、県、州、国による（また場合によっては欧州連合を含めた）資金繰り調整が行わなければならない。これを行政関係者の間で合同資金供給というが、このような財政的錯綜は、地域管理にとって望ましいことではない。

地方分権化の第5の弊害は、地方公共団体による財政負担を目的とした、國の地方公共団体への権限委譲である。これは財政的錯綜の問題とも関わっている。國は財政難から、本来國が負担すべき一連の分野の財政負担を、権限の委譲という形で地方公共団体に求めるようになっている。その典型的な例が教育で、國から州に対し、高等教育の権限の一部が委譲されたが、これは國がもはやその予算だけでは高等教育機関を維持できないためである。國の政策は、財政的側面に左右されることが多く、現在大学の教養課程のみからなる高等教育機関の創設が検討されているが、これは大学を教養課程と専門課程とに分けることにより、州に教養課程の財政負担を強いることを狙ったものである。表向きは地方分権による、大学の教養課程に関する権限の委譲であるが、實際は國の同課程の維持管理費の節約が目的である。このような権限の委譲も地方分権には違いないが、國の財政難を理由とした、一種の強制的地方分権であるといえる。

B - 相反する2つの傾向

10年間にわたる地方分権化が終了し、その今後の行方がこの3年以來模索されてきたが、今日相反する2つの傾向がみられるようになっている。

1) 再中央集権化の傾向

今日、政府が國の権限の奪回を図る意向であることが、明らかに見て取れるようになっている。しかし地方公共団体に委譲された國の権限を取り上げることは、地方議員と世論の怒りを招くことから論外である。そこで政府は国土整備（aménagement du territoire）を利用して、権限の再拡大を図ることを狙っている。地方分権化は、州の間にみられる相違、不均衡、経済上の格差及び社会的格差を是正するどころか、逆にそれらを拡大することになった。この事実に基づいて、政府は全国一律化をスローガンに掲げ、州、県及び市町村間の格差の広がりに歯止めをかけ、均衡を回復するためには国土整備が必要であり、その実施は國の義務である、と主張している。しかし國の再整備は、國の再中央集権化の手段ともなり得る。

2) 中央政府と地方公共団体の立場の逆転

次に中央政府と地方公共団体の立場の逆転をあげることができる。先に述べた再中央集権化の傾向と正反対のこの傾向は、欧州統合と、それに伴う国境の廃止及び物、資本、人の移動の自由化によってみられるようになった。欧州統合は、州の権限の拡大をもたらし、パリから地理的に離れている州が、今日重要な役割を果たしている。フランス北部と地中海を結ぶ地域に位置する州は、パリからは離れているが、イギリスからミラノにかけて広がる経済発展地域（通称「発展のバナナ（banane de croissance）」）^{注11}に近接している。欧州の域内整備は、資本、人、物の移動の自由化であり、従ってフランスにおける国土整備の内容も、10年前のそれとは全く異なっている。こうした状況を背景として、今日中央集権化の動きと相反して、州（特にEC加盟国との国境に位置する州）が、国境を接する外国との協力関係の拡大を通して、また中央政府だけでなく、直接ECに働きかけを行うなどして、自律的に独自の行政を行っている。

締め括りに、国と州との間の「計画契約」を例として取り上げてみることにしたい。計画契約は、フランスの計画行政の重要な特徴の1つである。国は国土整備計画に関し、州と調整を図るが、計画契約実施に要する費用の50%を、欧州連合の構造基金から援助として受けている。

地方分権化が今後どのような方向をたどるか、という問い合わせが投げかけられる今日、その問い合わせに答えることはできないものの、財政的理由から、国が地方公共団体へ委譲した権限を再び自らに付与することはあり得ない、ということだけは確かである。なお、今日中央集権化、あるいは地方分権化のどちらを取るかは、多くの場合、政治的、行政的あるいは文化的理由ではなく、財政的理由によって決定される。

^{注11} ロンドン、オランダ、ルール、フランクフルト、ミラノ

付 錄

地方分権化にかかる法律

- 「市町村、県及び州の権利と自由び関する法律 (Loi numéro 82-213. Droit et libertés des communes, des départements et des régions)」 (1982年3月2日法律)
 - ・官選の県知事職は廃され、県議会で選出された県議会議長が執行機関（県知事に相当）となった。
 - ・州が地方自治体として認められ、住民公選の州議会が設けられた。また、州議会で選出された州議会議長が州の執行機関（州知事に相当）となった。
 - ・国の「後見監督権」が廃止され、今後は、事後的な、しかも行政裁判所、州会計検査院を通じた統制のみが可能となった。
- 「パリ、リヨン及びマルセイユの行政組織に関する法律 (Loi numéro 82-1169. Paris, Lyon et Marseille. Organisation administrative)」 (1982年12月31日)
 - ・巨大化した市政を市民に近づけるために、市議会の下に区議会が新設された。
 - ・区制度の導入に関わる部分以外では、リヨン及びマルセイユには一般の市町村制度が適用され、パリに関しては市町村制と県制の合体等いくつかの特例が設けられた。
- 「市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日の法律 (Loi numéro 83-8. Décentralisation. Répartition des compétences) 及びこれを補完する同年7月22日の法律 (Complément de loi numero 83-8)」
 - ・地方自治の中身としての事務の再配分を定めた。
- 「地方議員の職務遂行条件（待遇）に関する法律 (Loi numéro 92-108. Exercice des mandats locaux)」 (1992年2月3日)
 - ・全地方議員に報酬を支給する等待遇改善が行われた。
- 「共和国の地方行政に関する指針法 (Loi d'orientation numéro 92-125. Administration territoriale de la République)」 (1992年2月6日)
 - ・地方分散化、地方政治の民主化、地方自治体間協力、地方自治体等の国際協力が一層促進された。